

環境影響評価条例の一部を改正する条例について(令和4年7月5日議決)

改正内容(1) 周知機会の新設等による環境コミュニケーションの拡充

- 1 事業計画概要書手続の新設(第1種・第2種事業共通)【第4条の2関係】
- (1) 事業者は、環境影響評価方法書を作成する前に、知事及び事業により環境影響を受けるおそれのある地域を管轄する市町村の長に、事業計画概要書(事業計画の概要及び想定する環境要素を含む)を送付しなければならない。
 - (2) 知事は、事業計画概要書の送付があったときは、法令等の規定による免許等のうち、知事が所管する免許等を行う者にその旨を通知する。
 - (3) 事業者は、市町村長に環境の保全の見地からの意見を求めるとともに、事業計画概要書の周知に係る事項を協議しなければならない。
 - (4) 事業者は、地域住民に対し事業計画概要書の記載事項を周知するとともに、環境の保全の見地からの意見を求めなければならない。
 - (5) 事業者は、意見等に配慮した上で方法書(地域住民等の意見への対応に係る記載を含む)を作成しなければならない。

- 2 第2種事業準備書に対する周知機会の創設(第2種事業)【第31条の2~第33条関係】
- (1) 事業者は、第2種事業準備書について、環境の保全の見地からの意見を求めるため、公告し、一月間縦覧し、公表しなければならない。
 - (2) 事業者は、縦覧期間内に、説明会を開催しなければならない。
 - (3) 第2種事業準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了後二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により述べることができる。
 - (4) 事業者は、知事及び第2種事業により環境影響を受けるおそれのある市町村の長に対し、説明会の概要、述べられた意見の概要及び事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。
 - (5) 知事は、必要があるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。
 - (6) 知事は、関係市町村の長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見及び事業者の見解に配慮し、意見を述べる。
 - (7) 事業者は、知事からの意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見に配慮して第2種事業準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価書を作成しなければならない。

改正内容(2) その他所要の改正(第1種・第2種事業共通)

- 1 条例対象事業者への報告・立入機会の拡充等【第45条、第46条関係】
- (1) 知事は、事業者に対し報告を求め、又はその職員に、対象事業を実施し若しくは実施しようとしている区域に立ち入り、検査、調査等させることができる。
 - (2) 知事は、条例に違反すると判断したときは、その内容を対象事業に係る免許等を行う者に通知する。
- 2 法対象事業者による事後調査報告書の提出の義務化【第55条の2関係】
- 法対象事業者は、事後調査報告書を知事及び関係市町村に送付しなければならない。
- 3 電磁的記録を用いた文書の作成、保存等に係る規定の明示【第63条関係】
- 事業者は、作成、保存、縦覧のうち書面で行うことが規定されているものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができる。

経過措置

- (1) 法に基づく配慮書以降の手続を行っている事業については、事後調査報告書に係る規定は適用しない。
- (2) 既に環境影響評価方法書手続を開始している事業には、事業計画概要書手続等に係る規定は適用しない。

施行期日

○ 令和4年10月1日

【施行規則】 条例対象規模要件の見直し

	第1種事業			第2種事業		
	現行	改正案		現行	改正案	
		答申	今回改正		答申	今回改正
風力発電所	7,500kW以上	37,500kW以上	7,500kW以上	5,000kW以上 7,500kW未満 (一部地域※に限る)	25,000kW以上 37,500kW未満	5,000kW以上 7,500kW未満
太陽電池発電所	30,000kW以上 又は75ha以上	30,000kW以上	同左	50ha以上 75ha未満 (一部地域※に限る)	20,000kW以上 30,000kW未満	同左
工場・事業場 用地造成事業	75ha以上	75ha又は 100ha以上 (工業専用 地域に限る)	同左	50ha以上 75ha未満 (一部地域※に限る)	50ha以上75ha未満 又は100ha未満(工業専用地域に限る)(一部地域※に限る)	同左

※一部地域：国定公園、自然公園など環境保全の観点から法令等により指定された地域